

しょうがいしゃせいどかいかく すいしんたいせい 障害者制度改革の推進体制

しょうがいしゃせいどかいかくすいしんほんぶ
障がい者制度改革推進本部
ないかくそうりだいじん ほんぶちよう
(内閣総理大臣を本部長とし
こくむだいじん こうせい
すべての国務大臣で構成)

しょうがいしゃせいどかいかくすいしんかいぎ
障がい者制度改革推進会議
しょうがいしゃ、しょうがいしゃのふくしにかん
(障害者、障害者の福祉に関
じぎょう じゅうじ もの がくしき
する事業に従事する者、学識
けいけんしゃとう
経験者等)

ぶかい せさくぶんやべつ
部会(施策分野別)

しょうがいしゃけんりじょうやく ていけつ ひつよう

●障害者権利条約の締結に必要な
こくないほう せいび はじめ わがくに
国内法の整備を始めとする我が国
しょうがいしゃ かかるせいど しゅうちゅうてき かい
の障害者に係る制度の集中的な改
かく おこな かくぎけつてい せっち
革を行うため、閣議決定により設置。

●当面5年間を障害者制度改革の集
ちゅうきかん いちづけ

中期間と位置付け、

かいかくすいしん かんする そうごうちょうせい

・改革推進に関する総合調整

かいかくすいしん きほんてき ほうしん あん さく

・改革推進の基本的な方針の案の作

せいおよびすいしん

成及び推進

しょうがい のひょうきのありかた かん
・「障害」の表記の在り方に関する

けんとう

検討

とう おこなう

等を行う。

しょうがいしゃ かかるせいど かいかく はじめ しょう
障害者に係る制度の改革を始め、障
がいしゃせさく すいしん かんする じこう
害者施策の推進に関する事項につい
い けん
て意見

ひつよう おうじ ぶかい かいさい
必要に応じ、部会を開催

あらたなすいしんたいせい もと けんとうじこう れい

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

しょうがいしゃけんりじょうやく じっしじょうきょう かんしとう おこなう きかん きかん

・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)

しょうがい りゆう さべつとうのきんし かかる せいど

・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度

きょういく

・教育

こよう

・雇用

しょうがいふくし

・障害福祉サービス

とう
等